

令和6年度

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

資

料

令和7年1月9日

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

目 次

	ページ
公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について	1
令和 5 年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について	3
参考(1) 原油価格等の値動きの推移	5
参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態(県下 3 浴場の例)	7
公衆浴場入浴料金算出方法	9
入浴料金改定額(試算)	11
令和 6 年公衆浴場経営実態調査による 1 週間当たりの入浴者数	13
＜参考＞ 1 週間当たりの入浴者数調査(詳細データ)	15
神奈川県公衆浴場施設数(同業組合加入状況)	17
神奈川県の公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移	19
県内公衆浴場の廃業の状況	21
全国公衆浴場入浴料金一覧表(料金順)	23
令和 6 年度 県の公衆浴場対策	25
令和 6 年度 県内各市の公衆浴場対策	26
神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱	29

【巻末】

別表 1 「経営実態調査・原価計算表の項目説明(厚生省環境衛生局長通知による項目)」

別表 2 「令和 6 年度政府経済見通し「主要経済指標」」

○偶数ページに解説を掲載しています。

※ 26ページを除く

令和6年9月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 安田 信篤



公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

公衆浴場は、地域コミュニティの場として、また、住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公共的施設として、日常生活に欠くことのできない存在である、とわたしたちは自負しております。

また、日本の伝統的文化の継承の場としてもその社会的な使命を果たしてまいりました。

このような役割を担う公衆浴場の入浴料金は、その公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、その価格上限が規制されている商品サービスであり、直近の県内公衆浴場の経営実態を調査し、学識経験者等によって構成される「神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されるという慎重な手続きにより決定をいただいているところです。

公衆浴場を取り巻く現在の状況は、光熱費、物価、人件費の高騰により経営は非常に厳しいものになっております。

このような状況下で、当組合として、本年度の入浴料金について対応を検討してまいりました。

その中では、多くの県民の皆さまにできるだけ低料金で快適な入浴サービスを提供することが、業界の使命であると認識しつつも、公衆浴場の経営が厳しさを増す現状を鑑みると、令和5年2月に統制額の改定があったところではありますが、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めております。

つきましては、今年度の入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとした諸問題についてもお討議願いたく、ここに標記協議会の開催を要望する次第です。



【１ページ解説】

公衆浴場入浴料金等協議会開催の要望について

○神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の要望の趣旨は以下のとおりです。

「現行の入浴料金は、令和６年２月に改定したのですが、依然として上がり続ける光熱費、物価、人件費の高騰により経営は非常に厳しいものになっていることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めています。」

令和5年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

(1) 令和5年公衆浴場経営実態調査の概要（令和6年4月実施）

昭和38年8月12日付け厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、公衆浴場入浴料金の改定について協議する上で基礎資料とするため、県内23浴場の令和5年の収入・支出状況・入浴者数等の調査を行った。

(2) 入浴料金原価計算書

公衆浴場経営実態調査の実績額から令和6年の収支を推計した。

公衆浴場経営実態調査に基づく令和6年推計額調べ（月額）（単位：円）

科 目	R 5 年 実績 (A) (1～12月)	令和 6 年推計 (B) (A)に人件費、燃 料費等の変動を加 味)	影響額 (B) - (A)	備 考	
1 入浴料金収入	1,047,501	1,047,501	0		
2 附帯事業収入	87,816	87,816	0		
3 営業外収入	341,303	341,303	0		
4 補 助 金	160,684	161,658	973	100. 6%	予算額の増減額に比例させて算 出
収入合計	1,637,304	1,638,277	973		
5 人 件 費	472,742	485,506	12,764		
事 業 主	235,758	242,123	6,365	102. 7%	R6政府経済見通し「雇用者報 酬」を反映
従 業 員	236,984	243,383	6,399	102. 7%	
6 用 水 費	49,079	49,079	0		
7 燃 料 費	220,582	243,081	22,499	110. 2%	原油価格等の値動きの推移 (p5 参考(1))を反映
8 光 熱 費	146,067	149,719	3,652	102. 5%	R6政府経済見通し「消費者物価 指数・変化率」を反映
9 備品消耗品費	60,032	61,533	1,501	102. 5%	
10 旅費交通費	2,316	2,316	0		
11 会費及び交際費	22,284	22,284	0		
12 保 険 料	28,645	28,645	0		
13 賃 借 料	89,171	89,171	0		
14 修 繕 費	80,720	82,738	2,018	102. 5%	R6政府経済見通し「消費者物価 指数・変化率」を反映
15 厚 生 費	27,160	27,160	0		
16 減価償却費	187,535	187,535	0		
17 建物再調達費	72,559	72,559	0		
18 公租公課	91,877	91,877	0		
19 支払利子	28,064	28,064	0		
20 特別損失	907	907	0		
21 雑 費	111,176	113,955	2,779	102. 5%	R6政府経済見通し「消費者物価 指数・変化率」を反映
22 附帯事業費	61,642	61,642	0		
経費計	1,752,559	1,797,772	45,213		
資本報酬	30,627	30,627	0		
附帯事業報酬	26,174	26,174	0		
支出合計	1,809,360	1,854,573	45,213		
過不足額	△ 172,056	△ 216,296			

【3 ページ解説】

令和 5 年公衆浴場経営実態調査及び入浴料金原価計算書について

- 公衆浴場経営実態調査は、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しており、今年も 4 月に中小企業診断士に委託して、県下23の公衆浴場について実態調査を行いました（経営実態調査・原価計算表の項目説明は巻末の別表 1 を参照）。
- その調査結果に基づき、「（2）入浴料金原価計算書」の「令和 5 年実績（A）」欄に、1 施設におけるひと月あたりの平均額を記載しました。収入合計が1,637,304円、支出合計が1,809,360円で、月額平均172,056 円の不足（赤字）となっております。
- 「令和 6 年推計（B）」欄は、「令和 5 年実績（A）」欄記載の額に人件費、燃料費、光熱費等の変動要素（政府経済見通しや原油価格等の値動きから推計係数を求め算出）を加味して推計したもので、令和 6 年月額平均の収入合計から支出合計を差し引くと、216,296円の赤字となります。
- なお、科目毎の推計係数の考え方は、次のとおりです。

「4 補助金」 100.6%

補助金（県+市町村）合計額の令和 5 年度予算額に対する令和 6 年度予算額の割合（27ページ参照）

「5 人件費」 102.7%

R6政府経済見通し「雇用者報酬」を反映（巻末の別表 2 参照）

「7 燃料費」 110.2%

原油価格等の値動きの推移を反映（5 ページ参照）

「8 光熱水費」「9 備品消耗品費」「14 修繕費」「21 雑費」102.5%

R6政府経済見通し「消費者物価指数・変化率」を反映（巻末の別表 2 参照）

参考 (1) 原油価格等の値動きの推移

	原油価格				天然ガス価格		
	原油 (ドル/バレル)	為替 (ドル)	原油円価 (円/kl)	令和5年6月 を100とした 場合の価格指 数	天然ガス (ドル/t)	天然ガス (円/t)	令和5年6月 を100とした 場合の価格指 数
令和4年 12月	95.12	137.98	82,551	114.5%	979.77	135,188	155.9%
令和5年 1月	88.27	132.09	73,336	101.7%	969.21	128,023	147.6%
〃 2月	87.88	130.35	72,049	99.9%	912.43	118,935	137.1%
〃 3月	85.43	134.90	72,488	100.6%	772.51	104,212	120.1%
〃 4月	83.53	132.18	69,448	96.3%	704.69	93,147	107.4%
〃 5月	86.45	135.37	73,610	102.1%	660.86	89,461	103.1%
令和5年 6月	82.29	139.27	72,086	100.0%	622.82	86,740	100.0%
〃 7月	80.54	142.35	72,112	100.0%	621.48	88,467	102.0%
〃 8月	82.16	142.36	73,569	102.1%	619.96	88,257	101.7%
〃 9月	86.56	146.48	79,754	110.6%	598.72	87,700	101.1%
〃 10月	92.76	148.87	86,859	120.5%	617.12	91,871	105.9%
〃 11月	93.90	150.33	88,790	123.2%	618.24	92,941	107.1%
〃 12月	90.30	147.10	83,554	115.9%	687.07	101,068	116.5%
令和6年 1月	85.78	144.03	77,710	107.8%	707.31	101,874	117.4%
〃 2月	83.71	148.14	78,002	108.2%	669.23	99,140	114.3%
〃 3月	83.08	149.44	78,091	108.3%	640.79	95,760	110.4%
〃 4月	85.89	151.55	81,870	113.6%	585.42	88,721	102.3%
〃 5月	88.92	155.47	86,951	120.6%	593.53	92,276	106.4%
令和6年 6月	87.94	156.62	86,628	120.2%	593.94	93,023	107.2%
〃 7月	87.93	159.70	88,326	122.5%	600.07	95,831	110.5%

※原油価格は、財務省貿易統計記載のCIF値(産油・産ガス国から船で積み出す際の価格に運賃、保険料を加えた価格)

※天然ガス価格は、令和5年8月分より財務省貿易統計記載の貿易統計の月次報告から1MTあたりを算出

実態調査 燃料費の内訳 (月平均)

燃料費 (円)	内訳				
	重油	廃油	雑燃	混合	Gas
220,582	14,653	0	3,898	32,030	170,000
	6.6%	0.0%	1.8%	14.5%	77.1%

令和6年燃料費の推定係数 $110.2\% = 120.2 \times (100 - 77.1) / 100 + 107.2 \times 77.1 / 100$

【5 ページ解説】

参考（１） 原油価格等の値動きの推移

- この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移を示しています。
- 令和５年６月の原油円価72,086円／klと比較すると、令和６年６月では86,628円／klになり、令和５年６月を100とすると20.2%増となっています。
- 天然ガスについては、令和５年６月は86,740円／トンですが、令和６年６月では93,023／トンになり、令和５年６月を100とすると7.2%増となっています。
- また、５ページの下表にあるとおり、実態調査の結果、１ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、77.1%となっております。
- 令和６年の燃料費の推定係数については、原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、令和６年の推定燃料費は、昨年価格の110.2%と算出しました。

参考（２）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態（県下３浴場の例）

調査年月	浴 場	ガ ス			電 気		
		使用量	単 価	金 額	使用量	単 価	金 額
		m ³	円	円	k w	円	円
H28年 5 月	A浴場	9,155	65	591,061	24,826	18	457,922
	B浴場	3,830	69	263,188	2,728	30	82,536
	C浴場	3,891	67	260,929	7,232	20	144,552
H29年 5 月	A浴場	7,589	62	471,635	8,248	22	185,285
	B浴場	3,579	66	236,465	24,189	18	445,427
	C浴場	3,319	66	220,226	2,515	31	78,100
H30年 5 月	A浴場	7,411	67	500,049	7,510	20	153,659
	B浴場	3,591	70	251,797	11,321	22	252,699
	C浴場	3,247	72	233,743	23,357	19	454,938
R01年 5 月	A浴場	10,114	75	762,531	2,511	32	79,368
	B浴場	3,055	90	275,692	6,575	22	143,053
	C浴場	4,419	77	341,803	7,614	24	182,675
R02年 5 月	A浴場	8,305	69	573,318	23,337	19	443,161
	B浴場	4,619	56	270,251	6,843	23	158,706
	C浴場	3,593	72	260,052	2,141	30	63,627
R03年 5 月	A浴場	10,361	61	628,725	182	35	6,379
	B浴場	3,028	59	210,496	7,780	24	186,073
	C浴場	2,762	69	191,849	22,392	18	407,616
R04年 5 月	A浴場	9,842	98	969,092	6,784	22	152,358
	B浴場	3,691	103	381,059	2,299	29	67,636
	C浴場	3,014	104	313,033	6,342	26	167,921
R05年 5 月	A浴場	8,480	105	887,583	22,491	17	385,264
	B浴場	3,360	91	336,940	7,042	22	155,357
	C浴場	2,860	108	308,618			60,667
R06年 5 月	A浴場	7,806	97	758,870	6,526	26	170,588
	B浴場	3,644	100	365,061	21,996	23	514,468
	C浴場(廃業)				7,276	28	200,942
							72,602
					8,439	28	234,672
					21,832	24	530,827
					7,153	22	157,805
					2,114	31	65,432
					7,431	43	317,540
					21,187	22	458,585
					6,207	26	164,097
							62,313

公衆浴場におけるガス及び電気代支払額（３浴場の平均）

調査年月	ガス平均 支払額 (円)		電気平均 支払額 (円)	
		指数		指数
		R05年 5 月を100とした指数		
H28年 5 月	371,726	72.7	290,098	81.2
H29年 5 月	309,442	60.6	309,962	86.8
H30年 5 月	328,530	64.3	286,678	80.3
R01年 5 月	460,009	90.0	285,982	80.1
R02年 5 月	367,874	72.0	265,177	74.2
R03年 5 月	343,690	67.3	257,292	72.0
R04年 5 月	554,395	108.5	340,895	95.4
R05年 5 月	511,047	100.0	357,201	100.0
R06年 5 月	561,966	110.0	342,498	95.9

【7 ページ解説】

**参考（2）公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態
（県下3浴場の例）**

- 燃料にガスを使っている組合員の中から、3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果を、参考に掲載したものです。
- 令和5年度にC浴場が廃業したため、2軒のみになります。

公衆浴場入浴料金算出方法

- (1) 令和6年推計過不足額(月額) △ 216,296円
- (2) 推計過不足額を解消するための1日(1営業日)当たり入浴料金必要額
216,296 円 ÷ 26 日 ≐ 8,319 円
(月平均営業日:(365日-52日)÷12月≐26日)

- (3) 令和5年公衆浴場経営実態調査による1日(1営業日)当たりの入浴者数

	令和6年 (4/6~4/12)	令和5年
大人 (530円)	73.7人(実績)	75.3人(推計)
中人 (200円)	1.4人(実績)	1.4人(推計)
小人 (100円)	1.0人(実績)	1.0人(推計)
1日当たり入浴料金収入	39,441円(想定)	40,289円
1月当たり入浴料金収入	1,025,466円(想定) (A)	1,047,501円 (B)

[備考]
75.3人=73.7人×(B)/(A)
1.4人= 1.4人×(B)/(A)
1.0人= 1.0人×(B)/(A)

【9 ページ解説】

公衆浴場入浴料金算出方法

- 「（１）令和６年推計過不足額（月額）」は、３ページで算出した通り、216,296円の赤字となっております。
- 「（２）推計過不足額を解消するための１日（１営業日）当たり入浴料金必要額」は、（１）の推計不足額を解消するため、１営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものです。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですが、週１日休業すると仮定し、月26日営業で算定しており、１営業日あたり8,319円の収入額の増加が必要となります。
- 「（３）令和６年公衆浴場経営実態調査による１日（１営業日）当たりの入浴者数」は、実態調査に基づく、１施設における１営業日における入浴者数です。実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である1,047,501円（B）と、令和６年４月６日から12日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入（A）との比率から、令和５年における１日あたりの入浴者数は大人が75.3人、中人が1.4人、小人1.0人と推計しました。

入浴料金改定額(試算)

区分	入浴者数 (推計)	現 行		改定案 ①			改定案 ②			改定案 ③			(参考) 収支均衡させる ための改定		
		料金	入浴収入	料金	入浴収入		料金	入浴収入		料金	入浴収入		料金	入浴収入	
大 人	75.3	530円	39,909円	540	(+10)	40,662円	550	(+20)	41,415円	560	(+30)	42,168円	640	(+110)	48,192円
中 人	1.4	200円	280円	210	(+10)	294円	220	(+20)	308円	230	(+30)	322円	230	(+30)	322円
小 人	1.0	100円	100円	100	(+0)	100円	100	(+0)	100円	100	(+0)	100円	100	(+0)	100円
合 計	77.7	40,289円		41,056円			41,823円			42,590円			48,614円		
料金改定による 収支改善額(A)		0円		767円			1,534円			2,301円			8,325円		
1日当り過不足額 (B)		△ 8,319円		△ 8,319円			△ 8,319円			△ 8,319円			△ 8,319円		
料金改定による 収支(A)+(B)		△ 8,319円		△ 7,552円			△ 6,785円			△ 6,018円			6円		
値上率(大人)		-		1.89%			3.77%			5.66%			20.75%		
値上率(中人)		-		5.00%			10.00%			15.00%			15.00%		
予 想 さ れ る 効 果 (利用者数に変動がない場合)				・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。			・不足額を全額まかなう事はできないが、公衆浴場の経営悪化を改善できる。					
予 想 さ れ る 問 題 点				・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。			・利用者の負担増から利用者の減少が見込まれる。 ・公衆浴場経営者には経営努力が要求される。					

【 1 1 ページ解説】

入浴料金改定額(試算)

- 「現行料金」、「改定案①、改定案②及び改定案③」、「(参考) 収支均衡させるための改定」について、それぞれの料金改定を行った場合の 1 営業日ごとの入浴収入の合計額、1 日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に利用者数に変動がないと想定した場合の予想される効果と問題点を、改定内容別に記載しています。
- 改定案①から③の順に大人料金・中人料金とも10円ずつ値上して試算しています。小人料金については据え置きとしています。
- 改定案①は、10円の値上げをした場合で、大人料金は540円・値上げ率は1.89%、中人料金は210円・値上げ率は5%となります。
- 改定案②は、20円の値上げをした場合で、大人料金が550円・値上げ率は3.77%、中人料金は220円・値上げ率は10%となります。
- 改定案③は、30円の値上げとした場合、大人料金が560円・値上げ率は5.66%、中人料金は230円・値上げ率は15%となります。
- 改定案①～③とも、負担増から利用者数の減少が予想されますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。
- また、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は110円の引き上げで640円、中人料金は30円の引き上げで230円となります。この場合、1 日あたり8,325円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、大人料金の値上げ率は20.75%・中人料金の値上げ率は15%となります。

令和 6 年公衆浴場経営実態調査による 1 週間当たりの入浴者数

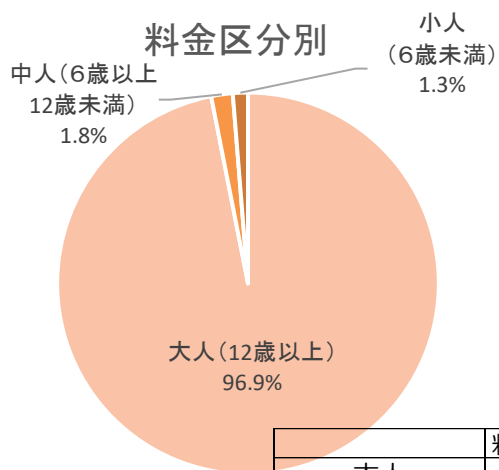
				日本人		外国人		合 計	
				人数	%	人数	%	人数	%
大人	大人 (65歳以上)	男	固定客	2,447	20.0%				
			一見客	297	2.4%				
			計	2,744	22.4%				
		女	固定客	1,562	12.8%				
			一見客	191	1.6%				
			計	1,753	14.3%				
		計	固定客	4,009	32.8%				
			一見客	488	4.0%				
			計	4,497	36.7%				
	大人 (12歳～64歳)	男	固定客	3,229	26.4%				
			一見客	1,645	13.4%				
			計	4,874	39.8%				
		女	固定客	1,547	12.6%				
			一見客	889	7.3%				
			計	2,436	19.9%				
		計	固定客	4,776	39.0%				
			一見客	2,534	20.7%				
			計	7,310	59.7%				
	大 人 計	男	固定客	5,676	46.4%	5	0.0%	5,681	46.4%
			一見客	1,942	15.9%	13	0.1%	1,955	16.0%
			計	7,618	62.3%	18	0.1%	7,636	62.4%
		女	固定客	3,109	25.4%	23	0.2%	3,132	25.6%
			一見客	1,080	8.8%	10	0.1%	1,090	8.9%
			計	4,189	34.2%	33	0.3%	4,222	34.5%
		計	固定客	8,785	71.8%	28	0.2%	8,813	72.0%
			一見客	3,022	24.7%	23	0.2%	3,045	24.9%
			計	11,807	96.5%	51	0.4%	11,858	96.9%
中 人		男	固定客	80	0.7%	0	0.0%	80	0.7%
			一見客	50	0.4%	0	0.0%	50	0.4%
			計	130	1.1%	0	0.0%	130	1.1%
		女	固定客	44	0.4%	1	0.0%	45	0.4%
			一見客	41	0.3%	7	0.1%	48	0.4%
			計	85	0.7%	8	0.1%	93	0.8%
		計	固定客	124	1.0%	1	0.0%	125	1.0%
			一見客	91	0.7%	7	0.1%	98	0.8%
			計	215	1.8%	8	0.1%	223	1.8%
小 人		男	固定客	41	0.3%	4	0.0%	45	0.4%
			一見客	38	0.3%	0	0.0%	38	0.3%
			計	79	0.6%	4	0.0%	83	0.7%
		女	固定客	40	0.3%	1	0.0%	41	0.3%
			一見客	32	0.3%	0	0.0%	32	0.3%
			計	72	0.6%	1	0.0%	73	0.6%
		計	固定客	81	0.7%	5	0.0%	86	0.7%
			一見客	70	0.6%	0	0.0%	70	0.6%
			計	151	1.2%	5	0.0%	156	1.3%
合 計		男	固定客	5,797	47.4%	9	0.1%	5,806	47.4%
			一見客	2,030	16.6%	13	0.1%	2,043	16.7%
			計	7,827	64.0%	22	0.2%	7,849	64.1%
		女	固定客	3,193	26.1%	25	0.2%	3,218	26.3%
			一見客	1,153	9.4%	17	0.1%	1,170	9.6%
			計	4,346	35.5%	42	0.3%	4,388	35.9%
		計	固定客	8,990	73.5%	34	0.3%	9,024	73.7%
			一見客	3,183	26.0%	30	0.2%	3,213	26.3%
			計	12,173	99.5%	64	0.5%	12,237	100.0%

【 1 3 ページ解説】

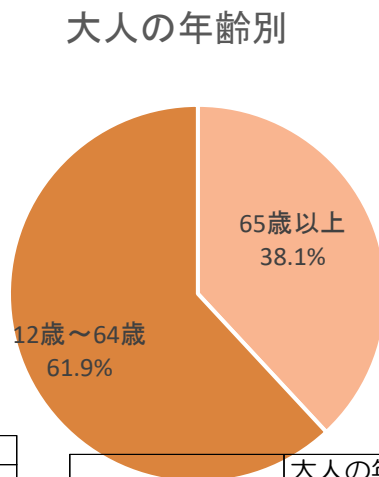
令和 6 年公衆浴場経営実態調査による 1 週間当たりの入浴者数

○令和 6 年 4 月 6 日～12 日の一週間、県下 23 公衆浴場の協力のもと、入浴者数の調査を実施しました。男女別では、男性客が 64.1%、女性客が 35.9%。国籍別では、日本人が 99.5%、固定・新規別では、固定客が 73.7%、一見客が 26.3%となっています。

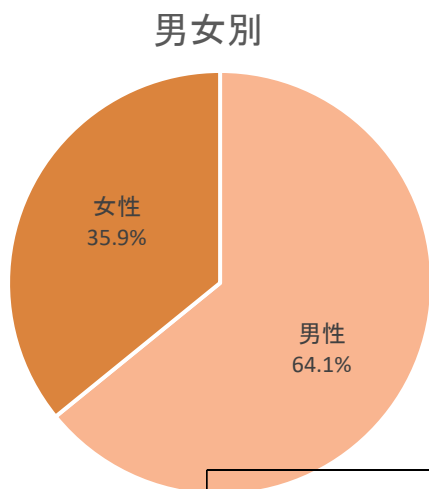
＜参考＞ 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）



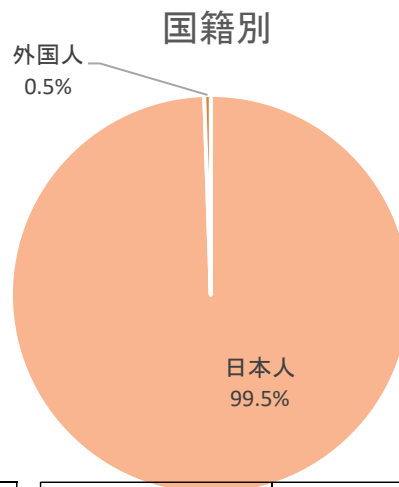
	料金区分別
大人	11,858人
中人	223人
小人	156人



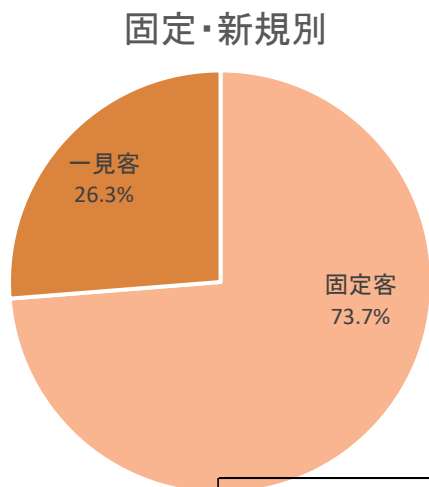
	大人の年齢別
65歳以上	4,497人
12歳～64歳	7,310人



	男女別
男性	7,849人
女性	4,388人



	国籍別
日本人	12,173人
外国人	64人



	固定・新規別
固定客	9,024人
一見客	3,213人

＜調査実施期間＞
令和6年4月6日～12日の
一週間、目視により実施。

＜調査対象施設＞

【15ページ解説】

＜参考＞ 1週間当たりの入浴者数調査（詳細データ）

○13ページに示した調査結果の内訳を、わかりやすくグラフに示したものです。

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

令和6年4月1日現在

（物価統制令の適用を受ける施設数）

（単位：軒）

時 点 市町名	施 設 数					本年度施設数の前年対比	組合組織率
	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1		
横 浜 市	60	56	55	52	50	△ 2	100%
鶴見区	12	11	11	10	9	△ 1	
神奈川区	7	7	6	6	5	△ 1	
西区	5	4	4	4	4	0	
中区	8	8	9	9	9	0	
南区	7	7	7	7	7	0	
港南区	1	1	0	0	0	0	
保土ヶ谷区	4	4	4	4	4	0	
旭区	0	0	0	0	0	0	
磯子区	4	3	3	3	3	0	
金沢区	2	2	2	2	2	0	
港北区	7	7	7	5	5	0	
緑区	1	0	0	0	0	0	
戸塚区	0	0	0	0	0	0	
栄区	0	0	0	0	0	0	
泉区	1	1	1	1	1	0	
瀬谷区	1	1	1	1	1	0	
川 崎 市	35	35	35	35	30	△ 5	100%
川崎区	14	14	16	16	14	△ 2	
幸区	8	8	6	6	5	△ 1	
中原区	5	5	5	5	4	△ 1	
高津区	5	5	5	5	4	△ 1	
宮前区	0	0	0	0	0	0	
多摩区	2	2	2	2	2	0	
麻生区	1	1	1	1	1	0	
相 模 原 市	6	6	6	6	6	0	100%
横 須 賀 市	15	14	13	13	13	0	100%
平 塚 市	2	1	1	1	1	0	100%
鎌 倉 市	5	5	5	4	4	0	100%
藤 沢 市	3	3	3	2	2	0	100%
小 田 原 市	1	1	1	1	1	0	100%
茅 ヶ 崎 市	1	1	0	0	0	0	
逗 子 市	1	1	1	1	1	0	100%
三 浦 市	1	1	1	1	1	0	100%
秦 野 市	0	0	0	0	0	0	
厚 木 市	0	0	0	0	0	0	
大 和 市	3	3	3	3	2	△ 1	100%
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0	
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0	
座 間 市	1	1	1	1	1	0	100%
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	
寒 川 町	0	0	0	0	0	0	
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	
計	134	128	125	120	112	△ 8	

【 17 ページ解説】

神奈川県公衆浴場施設数（同業組合加入状況）

○県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものです。令和6年4月1日現在の施設数は112軒で、昨年同期と比べると8軒が廃業しております。

神奈川県公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

年	改定年月日	入浴料金				備 考	1浴場1日当り入浴者数			自家風呂 なし率
		大人	中人	小人	洗髪		大人	中人	小人	
S48	S 48. 7.21	55	20	10	5	大人・中人差額5円助成	304	32	48	25.5 %
49	S 49. 6. 1	80	25	15	↓	大人・中人差額5円助成	251	26	35	
50	S 50. 4. 1	85	35	↓	↓	上記助成打切り	240	26	35	
	S 50. 6. 1	100	40	20	10	洗髪料男子含む				
51	S 51. 6. 1	120	↓	↓	↓	〃	236	24	32	
52	S 52. 6. 1	140	50	30	20	〃	212	20	29	
53	S 53. 6. 1	155	60	40	↓	〃	202	19	24	17.1 %
54	S 54. 6. 1	170	70	↓	↓	〃	193	20	21	
55	S 55. 6. 1	190	80	50	↓	〃	187	20	19	
56	S 56. 6. 1	210	↓	↓	↓	〃	186	20	19	
57	S 57. 6. 1	220	90	60	↓	〃	177	20	19	
58	S 58. 6. 1	230	100	↓	↓	〃	171	19	18	11.8 %
59	S 59. 6. 1	240	↓	↓	↓	〃	170	19	18	
60	S 60. 6. 1	250	↓	↓	↓	〃	168	19	18	
61	据置	↓	↓	↓	↓	〃	(協議会開催せず)			
62	S 62. 6.15	260	110	↓	↓	〃	160	19	17	
63	S 63. 6. 1	280	120	↓	—	洗髪料廃止	158	18	16	7.5 %
H元	H 元. 6. 1	295	135	↓	—	元.4.1～ 消費税3%	150	16	12	
2	H 2. 6. 1	310	140	↓	—		146	14	10	
3	H 3. 6.15	320	↓	↓	—		141	12	9	
4	H 4. 6. 1	330	150	70	—		134	7	5	
5	H 5. 6. 1	340	160	↓	—		119	6	4	4.4 %
6	H 7. 1. 1	350	170	↓	—		113	5	4	
7	H 7. 9. 1	360	↓	↓	—		113	4	3	
8	H 8. 6.20	370	↓	↓	—		104	4	3	
9	H 9. 7.18	385	↓	↓	—	H9.4.1～ 消費税5%	101	3	3	
10	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	2.2 %
11	H 11. 8. 1	390	↓	↓	—		87	3	2	
12	H 12. 8. 1	400	180	80	—		95	2	2	
13	据置	↓	↓	↓	—		95	2	2	
14	据置	↓	↓	↓	—		99	2	2	
15	据置	↓	↓	↓	—		95	3	2	1.6 %
16	据置	↓	↓	↓	—		94	2	2	
17	据置	↓	↓	↓	—		95	2	1	
18	H 18. 8. 1	430	↓	↓	—		97	3	2	
19	据置	↓	↓	↓	—		89	1	1	
20	H 20. 8. 1	450	↓	↓	—		90	2	2	1.0 %
21	据置	↓	↓	↓	—		86	2	1	
22	据置	↓	↓	↓	—		79	2	1	
23	据置	↓	↓	↓	—		85	2	1	
24	据置	↓	↓	↓	—		78	0	0	
25	据置	↓	↓	↓	—		62	2	2	調査廃止 *
26	H 26. 9. 1	470	200	100	—	H26.4.1～ 消費税8%	64	2	2	
27	据置	↓	↓	↓	—		61	1	1	
28	据置	↓	↓	↓	—		63	1	1	
29	据置	↓	↓	↓	—		65	2	1	
30	据置	↓	↓	↓	—		64	2	2	
R元	据置	↓	↓	↓	—		71	2	1	
2	R 2. 9. 1	490	↓	↓	—	R元.10.1～消費税10%	68	2	1	
3	据置	↓	↓	↓	—		68	2	1	
4	R 4. 9. 1	500	↓	↓	—		68	1	1	
5	R 6. 2. 1	530	↓	↓	—		75	1	1	
6							73	1	1	

(参考)

県内 R6.9.1推計世帯数	4,396,119 世帯	推計人口	9,224,673 人	2.10 人(推定)／1世帯あたり	
推定自家風呂なし世帯数	46,098 世帯	(「H20 住宅土地統計調査」風呂の無い世帯＝			1.0 %
↳人口に換算すると	46,098 人	～	96,730 人	↳ *H25からは、調査項目からはずされた	

【19ページ解説】

神奈川県のパサ浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移

○現在の入浴料金は、大人530円、中人200円、小人100円で、令和6年2月に改定されました。

県内公衆浴場の廃業の状況

(1) 過去5年間の理由別廃業状況

年度 \ 理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
R1	1	4	3	0	8
R2	3	2	2	1	8
R3	0	0	1	4	5
R4	1	0	4	1	6
R5	1	4	2	1	8
計	6	10	12	7	27

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

(2) 令和5年度 理由別、市別廃業状況

市名 \ 理由	営業不振	後継者難	建物老朽化	病気 立退き等	計
横浜市		2			2
川崎市	1	1	2	1	5
大和市		1			1
計	1	4	2	1	8

※1施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数。

【 2 1 ページ解説】

県内公衆浴場の廃業の状況

○「（１）過去５年間の理由別廃業状況」及び「（２）令和５年度理由別、市別廃業状況」について記載しています。なお、１施設で複数の廃業理由を挙げているため、件数は延件数となっております。

区分 都道府県名	大 人 （ ）内、改定前の料金		中 人 （ ）内、改定前の料金		小 人 （ ）内、改定前の料金		洗 髪	実施年月日 直近改定日（前回の改定日）	
東京	550	(520)	200	(200)	100	(100)	－（－）	R6.8.1	(R5.7.1)
神奈川	530	(500)	200	(200)	100	(100)	－（－）	R6.2.1	(R4.9.1)
大阪	520	(490)	200	(200)	100	(100)	－（－）	R5.8.28	(R3.8.25)
京都	510	(490)	160	(150)	60	(60)	－（－）	R6.10.1	(R4.10.1)
岐阜	500	(460)	180	(160)	100	(80)	－（－）	R5.4.1	(R元.10.1)
愛知	500	(460)	180	(150)	100	(70)	－（－）	R5.4.1	(R4.4.1)
北海道	500	(490)	150	(150)	80	(80)	－（－）	R6.10.1	(R5.10.1)
千葉	500	(480)	170	(170)	70	(70)	－（－）	R5.12.1	(R4.9.15)
埼玉	500	(480)	200	(180)	70	(70)	－（－）	R6.4.1	(R4.10.1)
長野	500	(440)	170	(150)	80	(70)	－（－）	R6.4.1	(R5.4.1)
兵庫	490	(450)	180	(160)	80	(60)	－（－）	R5.2.1	(R元.10.1)
石川	490	(460)	130	(130)	50	(50)	－（－）	R5.4.1	(R2.3.1)
静岡	490	(450)	200	(180)	100	(90)	－（－）	R5.10.1	(R元.10.1)
滋賀	490	(450)	150	(150)	100	(100)	－（－）	R5.5.1	(R2.5.1)
福井	490	(450)	160	(160)	70	(70)	－（－）	R6.1.1	(R2.4.1)
和歌山	490	(440)	170	(150)	100	(80)	－（－）	R6.4.1	(R元.10.1)
福岡	480	(450)	200	(180)	100	(70)	－（－）	R5.4.1	(R元.10.1)
奈良	480	(440)	200	(160)	100	(80)	－（－）	R5.10.1	(R元.10.1)
青森	480	(450)	170	(150)	80	(60)	－（－）	R5.4.10	(H28.3.1)
新潟	480	(440)	150	(150)	70	(70)	－（－）	R5.1.1	(R2.4.1)
広島	480	(450)	200	(200)	100	(100)	－（－）	R4.11.1	(R元.10.1)
宮城	480	(440)	160	(140)	90	(80)	－（－）	R5.1.1	(H27.4.1)
岩手	480	(430)	170	(170)	80	(80)	－（－）	R2.4.1	(H27.1.1)
富山	470	(440)	150	(140)	70	(60)	－（－）	R5.4.1	(R元.10.1)
三重	470	(440)	150	(150)	70	(70)	－（－）	R5.4.1	(R3.1.1)
栃木	460	(420)	200	(180)	100	(90)	－（－）	R5.2.15	(H26.7.15)
秋田	460	(360)	130	(130)	90	(90)	－（－）	H31.1.1	(H12.4.1)
鹿児島	460	(420)	150	(150)	80	(80)	－（－）	R5.12.25	(R元.10.1)
福島	450	(400)	150	(150)	90	(90)	－（－）	H30.4.1	(H19.9.1)
徳島	450	(400)	150	(150)	70	(70)	－（－）	R5.1.1	(H26.12.1)
鳥取	450	(400)	150	(150)	80	(80)	－（－）	R3.4.1	(H26.4.21)
山口	450	(420)	160	(150)	80	(80)	－（－）	R4.5.1	(H27.4.10)
高知	450	(400)	150	(150)	60	(60)	－（－）	R5.10.1	(H26.12.1)
香川	450	(400)	150	(150)	60	(60)	－（－）	R5.10.1	(H27.12.1)
群馬	450	(400)	200	(180)	100	(80)	－（－）	R5.8.1	(H26.9.1)
熊本	450	(400)	150	(150)	80	(80)	－（－）	R4.11.1	(H26.12.1)
岡山	450	(430)	200	(160)	100	(70)	－（－）	R4.12.1	(R元.10.1)
愛媛	450	(400)	150	(150)	60	(60)	－（－）	R5.4.1	(H26.9.1)
佐賀	450	(280)	150	(130)	100	(80)	50（50）	R6.3.1	(H8.2.15)
島根	430	(350)	160	(130)	90	(70)	－（－）	R5.5.1	(H17.9.6)
大分	430	(380)	160	(150)	80	(70)	－（－）	R4.12.27	(H19.1.12)
山梨	430	(400)	170	(170)	70	(70)	－（－）	R元.12.1	(H21.2.1)
長崎	400	(350)	150	(150)	80	(80)	－（－）	R5.4.1	(H19.3.15)
沖縄	370	(200)	170	(170)	100	(100)	－（30）	H18.2.11	(S55.11.6)
宮崎	350	(300)	130	(130)	60	(60)	－（－）	H20.2.1	(H9.4.1)
茨城	350	(300)	130	(130)	70	(70)	－（－）	H10.3.1	(H5.3.1)
山形	300	(250)	120	(120)	80	(80)	－（50）	H7.4.1	(H4.7.1)

※1（ ）は、現行料金に改定される前の料金額及び実施年月日。

※2 大人…12歳以上の者、中人…6歳以上12歳未満の者、小人…6歳未満の者。

【23 ページ解説】

全国公衆浴場入浴料金一覧表（料金順）

- 令和6年10月1日現在、本県の大人料金は東京都について、全国で2番目に高い額となっております。
- なお、令和5年度の協議会からの約1年間（令和5年度11月～令和6年度10月）で値上げをしたのは、神奈川県を含め全部で11都道府県です。

主 管 課	助 成 内 容				5 年 度 予 算 額
健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	公衆浴場設備整備費補助				34,598
	公衆浴場設備の近代化を図るため、その整備に要する経費の一部を補助する。				前年度 (34,598)
	補助対象事業	補助対象限度 額（千円）※	補助率	補 助 限 度 額 （ 千 円 ） ※	主な対象設備
	内 装 設 備	9,000	1／3 以内	3,000	浴室、脱衣室、冷房設備、 ランドリー等
	外 装 設 備				煙突、塗装、屋根、外壁、塀等
給 水 湯 設 備	釜、配管、ろ過器等				
※申請1件あたりの額					
	合 計				34,598 対前年比 100.0% 前年度 (34,598)

令和6年度県内各市の公衆浴場対策

令和6年4月1日現在

市名	対象 浴場 数	補助金等制度		水道料減免措置		固定資 産税減 免措置	その他 の助成 制 度
		制度の概要	令和6年度 予算額	上水道	下水道		
			(千円)	※			
横 浜 市	50	施設改善補助事業(基準額の1/4以内、確保浴場は1/2以内)	23,650				・都市計 画税減免 ・燃料と しての廃 材供給
		確保浴場対策事業(500m以内に公衆浴場がなく、客数120人/日以下の施設に対し300,000円補助/1施設)	4,800				
		衛生向上対策事業	12,650				
		活性化対策事業(しょうぶ湯経費の一部補助)	600				
		利用促進対策費	3,134	○	○	○ 減免率 2/3	
		施設整備貸付利子補給事業	200				
		高齢者優待入浴事業	10,115				
		小計	55,149				
川 崎 市	30	経営安定補助金	3,210				
		設備整備補助金	13,254				
		利用者促進事業補助金	1,700				
		水道料金補給金	3,665	○	○		
		下水道料金補給金	1,239				
		敬老入浴デー事業費	56,070				
		(せんとう健康長寿応援プログラム事業含む)					
		小計	79,138				
相 模 原 市	6	公衆浴場設備整備費補助金	500	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		小計	500				
横 須 賀 市	13	施設整備費補助	1,800				都市 計画税 減免
		組合運営費補助	150				
		組合イベント事業費補助	400				
		ふれあいサポート券交付(65歳以上の独居高齢者対象、一般公衆浴場の入浴料無料、一般公衆浴場以外の施設にも使用可能)	39,727	○	○	○ 減免率 2/3	
		小計	42,077				
平 塚 市	1	公衆浴場設備整備費補助金	738	(○)	○	○ 減免率 5/6	都市 計画税 減免
		小計	738				
鎌 倉 市	4	高齢者入浴券交付(260円に割引、65歳以上に年間72枚)	9,460				都市 計画税 減免
		デイ銭湯(1回の利用料金300円、65歳以上が対象)	3,023	(○)	○	○ 減免率 2/3	
		公衆浴場設備整備費補助金	910				
		小計	13,393				
藤 沢 市	2	施設整備補助金	800				都市 計画税 減免
		運営費補助(広報活動等)	416				
		事業補助(ふれあい入浴事業)	16,182	(○)	○	○ 減免率 2/3	
		事務補助(交流事業)	60				
		小計	17,458				
小 田 原 市	1	施設整備費補助金	100				都市 計画税 減免
		利用促進事業費補助金	25	○	○	○ 減免率 2/3	
		小計	125				
逗 子 市	1	生きがい推進事業公衆浴場入浴助成(200円に割引)	8,876	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		小計	8,876				

大和市	2	公衆浴場施設整備費補助金	472	(○)	○	○ 減免率 2/3	都市 計画税 減免
		浴場組合補助金	90				
		高齢者入浴サービス委託	3,778				
		小計	4,340				
合 計							
(10市)			221,794	4 (6)	10	9	

※上水道欄の(○)は、県営水道による減免措置を示す（合計欄では外数）

（参考）令和5年度予算額（220,459千円）に対する令和6年度予算額の割合：100.6%

※補助金（県+市町村）合計額の令和5年度予算額に対する令和6年度予算額の割合
（34,598千円＋221,794千円）／（34,598千円＋220,459千円）＝ 100.6%

【 2 5 ～ 2 7 ページ解説】

県及び県内各市の公衆浴場対策

○補助金（県+市町村）合計額の令和5年度予算額に対する令和6年度予算額の割合は、100.6%でした。

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 県下における公衆浴場入浴料金の統制額の指定について関係者の意見を聞くとともに、これに関する公衆浴場の諸問題について協議するため、当分の間神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。ただし、委員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる人数以内とする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 学識経験者 | 11人 |
| (2) 公衆浴場利用者 | 3人 |
| (3) 公衆浴場営業者 | 2人 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 5人 |

2 委員の選任期間は2年とする。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の選任期間は、前任者の残存期間とする。委員は選任期間が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、なお、委員として職務を行うものとする。

(委員の代理出席)

第5条 委員がやむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

2 会議は次の各号のいずれかに該当する場合には開くことができない。

- (1) 出席委員の数が委員総数の過半数に満たないとき。
- (2) 第4条第1項各号のいずれかの委員について、全員が欠席したとき。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

2 協議会に出席した委員（関係行政機関の委員は除く。）に支払う報償費は、協議会を開催した日の翌月25日（当日が閉庁日の場合は前開庁日。）に支給する。ただし、これにより難しい場合は、別途定める。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和48年12月3日から実施する。
- 2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 委員改選後第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が召集するものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年5月22日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年6月16日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表 1

経営実態調査・原価計算表の項目説明（厚生省環境衛生局長通知による項目）

科 目		内 容
収 入	入 浴 料 金 収 入	
	附 帯 事 業 収 入	石鹸、シャンプー、タオル等の入浴関連商品及びジュース、牛乳等の飲料水の売上収入。
	営 業 外 収 入	コインランドリー使用料、マッサージ機・ドライヤー等の使用料、サウナ使用料、家賃・地代等（経営多角部分の収入）。
	補 助 金	県、市町から交付される補助金。
	合 計	
経 費	人 件 費	事業主の給与相当額、従業員の給与・退職給与金、パート・アルバイトの給与。
	（ 事 業 主 ）	
	（ 従 業 員 ）	
	用 水 費	上水道使用料、下水道使用料。
	燃 料 費	重油・廃油・雑燃等の購入費。営業用自動車・暖房等に必要な燃料費。
	光 熱 費	電気使用料。
	備 品 消 耗 品 費	設備備品・什器備品の購入費。原材料及び清掃・照明等の業務用消耗器材器具その他の消耗品購入費。
	旅 費 交 通 費	公的機関に対する業務連絡、関係団体の会合への出席等に必要な旅費及び交通費。
	会 費 及 び 交 際 費	公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場経営のために直接必要と認められる交際費。
	保 険 料	施設の火災保険料。
	賃 借 料	借地料、借家料。
	修 繕 費	土地・建物・設備を通常の状態において保守・維持するために必要な修繕料及び修繕のための原材料購入費。（ただし、資産帳簿価格の増加の原因となるような大修繕のための費用は除く）
	厚 生 費	福利厚生費。
	減 価 償 却 費	事業用固定資産について行う減価償却費。（定額法により行うものとする。）
	建 物 再 調 達 費	前期末における建物の帳簿価格の5%。（貸借対照表を作成していない場合は一律、年額5万円を計上。）
	公 租 公 課	公衆浴場経営にかかるすべての公租公課。（ただし、事業主の給与相当額にかかる所得税・県民税・市町村税は除く。）
	支 払 利 子	施設設備資金等、直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子。
	特 別 損 失	売却損・取り壊し損等の特別損失。
	雑 費	通信費、広告宣伝費、新聞代、リース料等の雑費。
	附 帯 事 業 費	附帯事業にかかる仕入れ等の経費。
	合 計	
資 本 報 酬		自己資本（資本金及び剰余金）の10%。（個人経営の場合は一律、10万円を計上。）
附 帯 事 業 報 酬		附帯事業に伴う報酬。附帯事業＝附帯事業収入－附帯事業費
支 出 合 計		支出合計＝経費合計＋資本報酬＋附帯事業報酬
過 不 足 額		過不足額＝支出合計－収入合計

別表 2

主要経済指標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比増減率					
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	566.5	597.5	615.3	2.3	1.5	5.5	1.6	3.0	1.3
民間最終消費支出	315.8	324.9	336.4	5.9	2.7	2.9	0.1	3.5	1.2
民間住宅	21.8	21.9	22.2	1.5	▲ 3.4	0.4	0.6	1.3	▲ 0.3
民間企業設備	96.9	100.1	104.8	7.8	3.4	3.3	0.0	4.7	3.3
民間在庫変動 ()内は寄与度	3.6	2.5	2.1	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(0.0)
政府支出	151.3	155.0	157.6	1.9	▲ 0.1	2.4	0.9	1.7	0.7
政府最終消費支出	122.1	124.4	125.6	2.8	1.4	1.9	0.7	1.0	0.0
公的固定資本形成	29.3	30.6	32.0	▲ 1.7	▲ 6.1	4.5	1.9	4.7	3.5
財貨・サービスの輸出	123.2	130.2	136.8	18.7	4.7	5.6	3.2	5.0	3.0
(控除)財貨・サービスの輸入	146.2	137.0	144.7	32.3	7.1	▲ 6.3	▲ 2.6	5.6	3.4
内需寄与度				5.3	2.0	2.6	0.2	3.2	1.4
民需寄与度				4.8	2.0	2.0	▲ 0.0	2.7	1.2
公需寄与度				0.5	▲ 0.0	0.6	0.2	0.4	0.2
外需寄与度				▲ 2.9	▲ 0.5	2.8	1.4	▲ 0.2	▲ 0.1
国民所得	409.0	431.6	443.4	3.3		5.5		2.7	
雇用者報酬	296.4	305.5	313.8	2.4		3.1		2.7	
財産所得	30.3	32.4	33.8	12.1		6.9		4.4	
企業所得	82.2	93.7	95.8	3.9		13.9		2.3	
国民総所得	600.6	633.6	653.8	3.1	0.4	5.5	2.9	3.2	1.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%		%程度		%程度	
労働力人口	6,906	6,928	6,933	0.1		0.3		0.1	
就業者数	6,728	6,749	6,759	0.3		0.3		0.2	
雇用者数	6,048	6,089	6,101	0.6		0.7		0.2	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.6	2.6	2.5						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 0.3	▲ 0.8	2.3						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	9.5	2.0	1.6						
消費者物価指数・変化率	3.2	3.0	2.5						
GDPデフレーター・変化率	0.8	3.8	1.7						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 23.4	▲ 8.9	▲ 10.9						
貿易収支	▲ 18.0	▲ 3.9	▲ 3.7						
輸出	99.7	101.8	107.4	16.4		2.1		5.4	
輸入	117.7	105.7	111.1	35.0		▲ 10.2		5.0	
経常収支	8.3	22.7	23.1						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	1.5	3.8	3.7						

(注1) 消費者物価指数は総合である。
(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和4年度 (実績)	令和5年度	令和6年度
世界GDP(日本を除く。)の実質成長率(%)	2.5	2.8	3.0
円相場(円／ドル)	135.5	145.4	149.8
原油輸入価格(ドル／バレル)	102.5	87.5	89.1

(備考) 1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和5年11月1日～11月30日の期間の平均値(149.8円／ドル)で、同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和5年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(89.1ドル／バレル)で、同年12月以降一定と想定。

令和7年1月9日

「 県への要望 」

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 安田 信篤

現組合員数 110 軒（期首 114 軒）

物価の上昇、燃料費や光熱費の高騰に続き、公衆浴場の経営は危機的状況になっている中、令和6年10月1日にも最低賃金が上がり更に苦しい状況が続いております。

また、一昨年より燃料高騰対策補助金が交付されておりましたが、今年の4.5.6月で交付終了となり、その後の補助は未定のままとなっております。このように、当業界を取り巻く状況は厳しく、組合としては料金の改定はやむ終えないという結論にいたりしました。

つきましては、今後の廃業の歯止めとなる様、入浴料金以外の諸問題についても皆様のご理解を頂きご支援をお願いいたします。

入浴料金表

大人	中学生 以上	550円
中人	小学生	220円
小人	幼 児	100円

神奈川県知事告示料金

* 少子社会における子育て支援として割引入浴

中学生	学生証 提示割引	450円
幼児2名	保護者 同伴割引	無 料

これからも地域に根ざした銭湯を目指してまいります
のでご利用をお願い致します。

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合

1. 今年の4.5.6月で打ち切りとなっている燃料高騰対策補助金を復活させていただきたい。
2. コロナ補助金の影響で減額した施設整備費補助額を令和2年度の基準まで戻していただきたい。
令和3～6年度 34,598千円
(26～令和2年度 38,997千円・25年度 43,330千円・24年度 48,145千円・23年度 56,700千円・22年度 63,000千円・21年度 74,000千円)
3. 銭湯利用（家庭でNOバスデー）で、社会的に大きな問題である省エネとCO2削減を目指します。
4. 神奈川県と神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合との災害協定の締結をお願いします。災害時における被災者への無料入浴の提供や浴場水の生活用水への転用等に対して補助していただきたい。（防災マップ等に銭湯イメージ案内標識を載せて頂きたい。
5. 幼稚園児から小学生まで、入浴体験を通して日本の生活文化と人とのふれあいを学ぶ場として活用していただきたい。
6. 「かながわ未病改善協力制度」に登録している施設である銭湯に行く事により、外出する開放感を味わい、人との出会いや会話を通じて心も体もリフレッシュすることで健康を維持できると考えます。高齢者の未病を治す取組みのひとつである社会参加の場として活用していただきたい。
7. 住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず、廃業が続く現状に歯止めをかける為にも、公衆浴場確保対策事業費補助の復活を要望します。
8. 今や神奈川県の64.1%の銭湯がサウナを有しておりますが、特に昨今のサウナブームに相まって新しい客層の掘り起こしにサウナは欠かせないものになっております。ヘルシーパークの復活が難しいのであれば、設備整備の内訳、内装1浴室脱衣室等設備として取り扱っていただきたい。

9. 公衆浴場は地域コミュニティーの場として、また住民の健康増進と地域の公衆衛生の維持に重要な役割を担っている公衆的施設として、日常生活に欠かすことのできない存在であり、日本の伝統的文化の継承の場でもあります。そして公共的性格ゆえに、物価統制令により唯一、価格上限が規制されており、「神奈川県入浴料金等協議会」の協議を経て料金の上限が決定されています。このような役割を担う公衆浴場ですが、取り巻く環境は大変厳しい状況です。将来の消費税負担軽減のためにも、消費税 10%（国税 7.8%、地方税 2.2%）となる地方税分を神奈川県より補助してもらいたいと思います。

10. 銭湯でのわいせつ行為が増えています。この犯罪を抑制する為に神奈川県警と協力してポスターを作成したいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

各担当委員会・部局でのご理解とご協力を、お願いいたします。